

## 感染症にかかった場合の出席停止について

インフルエンザ等の特定の法律に定められた感染症にかかった場合、集団感染を防ぐため、感染のおそれなくなるまで登校することはできません（出席停止の措置）。

下記の出席停止にあたる感染症に感染したと診断された場合は、すぐに学校に連絡を取り、指示に従ってください。回復したら医師に治癒の証明書を書いてもらい、その後、初めて登校する時に持参し、担任の先生に提出してください。

[>>>証明書用紙ダウンロード pdf](#)

\*出席停止にあたる感染症の種類

第一種 感染症	エボラ出血熱・クリミア・コンゴ出血熱・南米出血熱・ペスト・マールブルグ病・ラッサ熱・急性灰白髄炎(ポリオ)・ジフテリア・重症急性呼吸器症候群(SARS)・鳥インフルエンザ
第二種 感染症	インフルエンザ・百日咳せき・麻疹・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)・風しん・水痘(みずぼうそう)・咽頭結膜熱・結核・髄膜炎菌性髄膜炎
第三種 感染症	コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症・腸チフス、パラチフス・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎